

鳩山町明日の農業担い手育成塾 塾生募集案内



あなたの明日の農業にかける熱い思い～
皆で応援します。

お問い合わせ先

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字

大豆戸 184 番地 16

鳩山町役場 産業環境課

TEL049-296-5895 (直)



鳩山町イメージキャラクター
「はーとん」

鳩山町明日の農業担い手育成塾生募集案内

鳩山町では、明日の農業担い手育成塾の塾生を募集しています。

自らの意思で農業を「職業」として選択し、本気で農業を志す方を塾生（研修生）として受け入れます。担い手育成塾では、土づくり、農産物の栽培技術や農業経営の実践研修を実施し、農業経営者として自立できるための支援を行います。

1 趣旨

本事業は、生命産業である農業を支える農業従事者の高齢化及び後継者不足等により農業の衰退や遊休農地が増加する中で、新たな農業の担い手となる人材を確保・育成し、農業を生業として誇りをもって営んでいけるよう、新規就農者及び新規就農希望者に対して、関係する機関が必要な支援を行い、鳩山町の農業の振興に結び付けていくために実施するものです。

2 塾生の募集について

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たす方

- ①健康面に問題がなく、農業に対し情熱及び忍耐力をもって努力し、継続して積極的に取り組むことができる者
- ②地域の人々と協調して地域活動に参画し、地域からの信頼を得ることができる者
- ③将来にわたって町内において農業経営を行う意志のある者
- ④担い手塾を卒業後、農業を主な生活の基盤とし、農業に年間 150 日以上従事し、かつ、経営耕地面積 50 アール以上耕作できる者
- ⑤入塾希望時における年齢が、満 18 歳以上 60 歳未満である者
- ⑥ 研修圃場への通作が可能な方
- ⑦ 研修期間において生活できる自己資金を保有している方

(2) 募集人員

若干名（選考）

3 明日の農業担い手塾研修について

(1) 研修の内容

① 圃場研修

明日の担い手育成塾指導農家の圃場において、圃場研修を受講していただきます。受講期間は原則的に1年間（1200 時間以上）としますが、作付け状況や受講生の習得状況に応じて、変更が有り得ます。

② 実践研修

研修圃場での実践栽培と販売活動（塾生自らが研修圃場で作物の栽培から収穫・出荷販売までの一貫した作業を実践）。

(2) 研修期間

研修生認定から原則2年間（過去に就農経験等がある方は短縮する場合があります）とします。ただし、栽培技術の習得状況によっては延長することがあります。

(3) 修了認定

本担い手育成塾修了認定の基準として、研修最終年度において次のことを満たすことが必要です。

- ① 年間の農業経営上の収支状況が黒字であること。
- ② 年間の販売額（純利益ではない）が最低120万円以上あること。
- ③ 健康面で問題がなく、栽培技術の習得状況や営農に取り組む姿勢、地域との調和等が一定基準を満たしていると認められること。

4 支援体制と主な支援内容等について

(1) 支援体制

① 指導農家等による地域密着型の支援体制

塾生が研修を受ける圃場は、農業機械等のある程度備えている指導農家の圃場を活用し、実践研修においても指導農家等が技術的な指導を行います。

② 明日の農業担い手育成塾による組織としての支援体制

その他の各種相談、技術支援、販売支援など総合的な支援については、鳩山町明日の農業担い手育成塾で行います。

(2) 主な支援内容

研修期間中及び就農部における主な支援内容は、次のとおりです。なお、研修期間中に要する費用については、一部を予算の範囲内で支援します。

① 技術指導に関する支援

- ・ 町内の先進農家や農業関係機関、営農指導員等による技術指導及び経営指導
- ・ 各種農業研修会及び栽培技術研修会等の情報提供及び斡旋
- ・ 農業関係の資格または免許取得の支援

② 販売活動に関する支援

- ・ 各種催し等における販売研修（農産物の出荷販売等による収入は、塾生本人の自己資金となります。）
- ・ 農産物直売所への出荷
- ・ 新たな販売ルートの開拓支援

- ・学校給食等への出荷
- ③ 農業資材及び農業機械等に関する支援
 - ・栽培から販売までの直接経費のうち、農業資材等の購入費を助成（肥料、農薬及び種苗を除く。）
 - ・ハンマーナイフ、管理機等の農業機械の貸出し
- ④ 就農認定に関する支援
 - ・研修修了後に修了認定を受けた場合には、町農業委員会へ推薦し、農業委員会で就農認定
 - ・認定就農者制度の活用（就農計画作成支援、就農支援資金等の制度資金制度の斡旋）
- ⑤ 農地取得等に関する支援
 - ・就農時に借り受ける農地等の情報を提供します。
- ⑥ 住居の紹介に関する支援
 - ・賃貸物件や空き家等の情報提供

5 研修期間中の条件

(1) 鳩山町明日の農業担い手育成塾への加入

研修開始から、鳩山町明日の農業担い手育成塾に加入し、担い手育成塾研修修了認定後も指導農家として加入することを条件とします。

(2) 栽培方法

研修期間中は、慣行栽培、有機栽培の何れでも認めます。ただし、農薬・化成肥料等の使用は、県の特別栽培基準以下の使用としてください。

(3) 研修の停止等

担い手育成塾では、塾生が次に該当すると認める場合は、研修を停止することがあります。

- ①健康を著しく害し、研修を続けることが困難になった場合
- ②営農努力を怠るなど、真剣に研修を履行していると見受けられないと判断した場合
- ③重大な法令違反をし、刑罰を受けた場合
- ④研修農場等の適切な管理を怠った場合
- ⑤研修修了後に確実に就農することが見込まれない場合
- ⑥前各号に掲げるもののほか、研修を停止することが適当であると認めた場合（例 栽培技術の向上が見込めない、担い手育成塾の運営に協力的でない等）

<p>農地の確保 希望農地</p>	<p><input type="checkbox"/>希望する経営規模 田.....^{アール}、畑.....^{アール} (合計50a以上)</p> <p><input type="checkbox"/>所有地がある [.....^{アール}] 《内訳：田.....^{アール}、畑.....^{アール}》</p> <p><input type="checkbox"/>親戚や知人から借りる [.....^{アール}]</p> <p><input type="checkbox"/>就農前に自力で探す</p> <p><input type="checkbox"/>農地を斡旋いただきたい</p>
<p>農業機械 施設保有 状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 保有していない</p> <p><input type="checkbox"/> 保有している、または親戚や知り合いから譲り受けることができる 具体的に (<input type="checkbox"/>トラクタ <input type="checkbox"/>管理機 <input type="checkbox"/>田植機 <input type="checkbox"/>コンバイン <input type="checkbox"/>軽トラック <input type="checkbox"/>バインダ <input type="checkbox"/>乾燥機 <input type="checkbox"/>籾すり機 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>

あなたの農業経営について、5年程度先の目標として、経営方針、栽培品目、年収、資金計画、労働力など、出来る限り具体的に記入して下さい。

様式第3号(第10条関係)

誓 約 書

鳩山町長

様

私は、鳩山町明日の農業担い手育成塾への入塾に際して、次の事項を遵守し、農業経営技術の習得に努力することを誓います。

- 1 担当者及び受け入れ先の指示、指導に従い、規則等を守り、誠実に技術習得のため努力します。
- 2 他人に迷惑をかける行為は、厳に慎みます。
- 3 故意、過誤等により、損害を及ぼした場合は、必ず弁償します。
- 4 研修修了後、確実に就農いたします。

年 月 日

印